

## 鳥取県告示第722号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年11月4日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字落折字半途277の4、277の5、277の44、277の45、277の47、277の49から277の62まで、277の160、277の367、宇木地屋ノ向イ277の6、277の34、277の64、宇中畑277の7、277の8、277の20、277の65から277の78まで、277の222、宇中畑前277の9から277の11まで、277の359から277の361まで、大字中原字下モ谷1100の2、1100の12、1100の13、1101の1、1101の2、字上ミノ谷1129の1、1129の75から1129の77まで、字下横尾1227の1、1227の2、1228の2、1228の25、字上横尾1254の1、1254の2、1254の7、1254の8

### 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）